

様式第 6 号 (第 17 条)

会 議 録

会議の名称		令和 6 年度 第 2 回春日部市国民健康保険運営協議会	
開催日時		令和 6 年 8 月 20 日 (水)	開 会 午後 1 時 30 分
			閉 会 午後 2 時 25 分
開催場所		春日部市役所 2 階 201・202 会議室	
議長(会長等)氏名		会長 山崎 進	
出席者	委員氏名	(出席人数：14 人) 野村 三男、松永 彰、小谷野 茂、渡 康弘、金子 武彦、高橋 清哲、三宅 洋、山崎 進、金子 進、河井 美久、荒木 洋美、大野 とし子、工藤 敦智、増尾 猛	
	説明者 その他	(出席人数：0 人)	
	事務局	(出席人数：6 人) 健康保険部長 松本 英彦 健康保険部参事兼国民健康保険課長 村田 政彦 収納管理課長 添田 智則 国民健康保険課国保給付担当主幹 小山 里佳 国民健康保険課国保税担当主幹 大和田 潤 国民健康保険課国保給付担当主査 江原 宏紀	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		1. 令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計決算 (案) について 2. 令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) について (公開) 3. 春日部市国民健康保険税の税率改定について (案)	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配布資料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 1 - 1、令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算総括表 (案) ・ 資料 1 - 2、令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算総括表 (前年度比較) (案) ・ 資料 1 - 3、令和 5 年度決算構成 ・ 資料 2 - 1、令和 6 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予 	

	算(第3号)(案) ・ 資料2-2、補正予算事業別概要書 ・ 資料3、春日部市国民健康保険税の税率改定について(案) 以上
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	春日部市国民健康保険に関する規則第5条第2項により会長が指名

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>【開会】</p> <p>委員総数 16 名中 14 名の出席。過半数に達しているため、「春日部市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 3 項の規定により、協議会成立。</p> <p>また春日部市情報公開条例第 27 条の規定により公開。傍聴の希望者なし。</p>
会 長	<p>【会長あいさつ】</p>
事務局	<p>【新委員紹介】</p> <p>第 3 号委員、公益代表委員の、金子 進 委員。</p> <p>同上、荒木 洋美 委員。</p> <p>任期は、令和 8 年 2 月 8 日まで。</p> <p>会議に入ります。会議の議長は、春日部市国民健康保険に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、山崎会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【副会長の選出】</p> <p>前副会長が退任し副会長が不在となっていますので、副会長の選出を行います。国民健康保険法施行令に基づき公益を代表する委員のうちから、全委員が選挙することとします。</p> <p>副会長の選出については、まず公益を代表する委員で話し合い、その結果に基づき、全委員にお諮りする方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしとの声がありましたので、公益を代表する委員の話し合いで選出をお願いします。</p> <p>その間、暫時休憩といたします。</p> <p>(公益を代表する委員が別席へ移動し協議)</p>
議 長	<p>引き続き会議を開きます。</p> <p>公益代表委員による協議の結果を報告します。副会長に河井委員が選出されました。この結果に基づき副会長に河井委員を選出することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	よって、副会長に河井委員が選出されました。
事務局	河井副会長は席をお移りいただき、就任のご挨拶をお願いします。
副会長	【副会長あいさつ】
事務局	引き続き、議長に会議の進行をお願いします。
議 長	<p>【署名委員の指名】</p> <p>会議録署名委員に工藤委員と増尾委員を指名。</p>
	<p>国民健康保険運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関であるため会議公開を原則のため「公開」。</p> <p>【議事】</p> <p>議案第1号「令和5年度春日部市国民健康保険特別会計決算(案)について」事務局より説明願います。</p>
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議 長	質疑などのある方は挙手をお願いします。
委 員	<p>物価高騰や非正規雇用が増えている中で、少しでも負担を軽くするため、法定外繰入をして子どもの均等割の免除を行ってほしいと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。</p> <p>また、低所得者の滞納が多いなかで、滞納世帯への対応は丁寧に行ってきたと聞いていますが、令和5年度はどのように対応してきたのでしょうか。</p>
事務局	<p>国民健康保険制度におきましては、子育て世帯を含め、一定基準以下の所得の世帯に対し、均等割額を軽減する法定軽減制度が整備されており、この制度を適用することで負担能力に応じた負担をいただいているものと認識しています。また、令和4年度より、未就学児を対象とした、均等割額の5割を公費により軽減する制度が始まったことや、今年の1月から産前産後期間の保険税の軽減制度が始まったことから、子育て世代の被保険者の皆様には、大きな負担軽減になるものと考えています。</p> <p>さらなる軽減制度の拡充につきましては、国において構築すべきものと考えていることから、毎年国民健康保険中央会等の全国大会で採択された決議文を国会、政党、政府関係者などに陳情を行っているところです。</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>滞納世帯への対応についてですが、本市では、納付が確認できない場合、督促状や催告書の発送のほか、電話等による催告を実施して、早期に納付をお願いしております。</p> <p>しかしながら、ご事情により納付ができない方につきましては、納税相談において、滞納に至る経緯や現在の収入、支出、財産、お仕事などの生活状況を丁寧に伺い、滞納を早期に解消するための納税計画を立てられるよう促しているところです。</p> <p>なお、こうした文書や電話による再三の催告を行っても、納付やご連絡をいただけない場合、また、納税計画による分割納付の約束を守っていただけない場合には、税負担の公平性を担保するためにも、法律に基づき差押えを執行しているところです。</p>
委員	<p>療養諸費の医療費についてお聞きします。加入者への支援もしっかりしつつ医療費を抑える取り組みが求められていると思いますが、ジェネリック医薬品を使う見通しはどのようになっていますか。</p> <p>また、傷病手当金について、被保険者の暮らしは物価高騰も含め厳しい状況となっていますので、市として独自の支援はできないかお伺いします。</p>
事務局	<p>春日部市 国保被保険者におけるジェネリック医薬品の数量シェアにつきましては、令和3年度平均 82.0%、令和4年度平均83.1%、令和5年度平均84.2%となっており、各年度埼玉県内40市平均より、2%程高いシェア率となっております。</p> <p>更にジェネリック医薬品の促進として、年2回、被保険者が使用しているお薬をジェネリックに変更した場合どれくらい安くなるのかを示した「ジェネリック差額通知」を、その差が500円以上になる対象者に対して送付し、更なる普及促進を行っているところです。</p> <p>独自の支援につきましては、国民健康保険制度は、国民健康保険法で定める基準により行われている制度であり、国の基準を超えて独自の基準を設けることはできないところです。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議事（1）を終結します。</p> <p>【議事】</p> <p>議案第2号「令和6年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について」について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>〈事務局説明・事前質問の回答〉</p>
議長	<p>質疑等のある方は挙手をお願いします。</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
委員	今後、マイナ保険証関連のシステム改修で見込まれるものはありますか。
事務局	今回のシステム改修でマイナ保険証関連の改修はひととおり終了し、今後については、国から情報が示されていないため、現時点で予定はございません。
議長	以上をもちまして、議事（２）を終結します。
	<p>【議事】</p> <p>議案第 3 号「春日部市国民健康保険税の税率改定について（案）」について事務局より説明願います。</p>
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委員	これまで保険税率を据え置いてきたことは評価できます。保険税率の引き上げについては、県の方針にそのまま従うのではなく、税率の上げ幅によっては県の方針に合意できないと意思表示していただきたいと考えますがいかがでしょうか。
事務局	<p>平成 3 0 年度の国保制度改革におきましては、国民健康保険を都道府県単位化し、埼玉県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き保険給付や保険税の賦課・徴収、保健事業などを行うこととなりました。</p> <p>運営方針では、保険税水準の統一の意義としまして、県内の保険給付の負担を全市町村で支え合い、県内のどこに住んでいても同じ世帯構成、同じ所得であれば同じ保険税になるため、被保険者間の公平性の確保につながります、としています。また、県においては、被保険者の負担軽減を含めた国保財政の基盤強化のため、国庫負担の引き上げなどについて、今後も引き続き要望していくこととしています。</p> <p>本市におきましても、県の方針等に掲げられた目的を実現するための取組を進めていきたいと考えているところでございます。</p>
委員	子育て世帯の負担が大きいことから、子どもの均等割の免除を政策として一般会計から繰り入れていくべきと考えますが市の見解はいかがでしょうか。
事務局	議案第 1 号においてご説明させていただきましたとおり、さらなる軽減制度の拡充につきましては、国において構築すべきものと考えているところです。近隣市の越谷市におきましては、第 3 子以降の子どもの均等割の免除を行っていますが、期限を準統一の前年度の令和 8 年度までとしているところです。

発言者	発言内容 ・ 決定事項
	<p>また、画一的な基準で減免を行うことは適切ではないという国の解釈もあることから慎重にならざるを得ないと認識しているところでございます。</p>
委員	<p>医療費の抑制や収納対策など、市として努力することで、保険税率を低く抑えることはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>医療費の縮減で費用が抑えられ、収納率が上がれば税額が増えますことから、市として努力することにより税率を下げるができるものと考えているところです。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議事（3）を終結します。</p> <p>【議事終了】</p>
事務局	<p>【その他（表彰）】</p> <p>7月26日に埼玉県国民健康保険団体連合会にて総会が行われた際に、功績顕著な方の表彰が行われました。春日部市につきましても、国民健康保険運営協議会に永きにわたり貢献していただきました山崎委員、山本委員、渡委員の3名を推薦させていただき、表彰されました。先日の総会には皆様都合がつかずご欠席されておりましたので、この場で表彰状の授与を行いたいと思います。</p> <p>表彰状及び記念品授与</p>
副会長	<p>【副会長挨拶】</p> <p>【閉会】</p>
<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するため議長署名・委員署名する。</p> <p>令和6年8月20日</p> <p>会 長 山崎 進</p> <p>署名委員 工藤 敦智</p> <p>署名委員 増尾 猛</p>	